

青森市・公立大学法人青森県立保健大学連携推進会議規約

(目 的)

第1条 この規約は、青森市（以下「甲」という。）と公立大学法人青森県立保健大学（以下「乙」という。）の包括的な連携に関する協定書第2条に基づき、甲及び乙が協議の上、連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置することとし、その連携推進会議について必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 連携推進会議の名称は、青森市・公立大学法人青森県立保健大学連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）とする。

(事 業)

第3条 連携推進会議は、次の事業を行う。

- (1) 連携事業計画の策定
- (2) 連携事業の進捗管理
- (3) 連携事業の実績報告
- (4) その他、連絡推進会議の目的達成のために必要と認められる事項

(組 織)

第4条 連携推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 連携推進会議は、必要に応じて前項以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(会議の開催)

第5条 連携推進会議は、原則として年2回（4月・2月）の開催とする。ただし、別途必要であると認めるときは、臨時に連携推進会議を開催することができる。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営その他必要な事項は、青森市と公立大学法人青森県立保健大学が協議して別に定める。

(実施期日)

1 この規約は、平成26年 6月19日から施行する。

別表（第4条関係）

青 森 市	青森県立保健大学
市民政策部長 市民政策部次長 政策推進課長	地域連携・国際センター長 地域連携推進課長